

## 児童福祉法に基づく音つみき（放課後等デイサービス）運営規程

事業所番号： 1050500204

### （事業の目的）

第1条 ドレミ株式会社（以下「事業者」という。）が設置する音つみき（以下、「事業所」という。）において実施する放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第94号）に定める内容その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業の運営）

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

### （事業所の名称等）

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 音つみき
- （2）所在地 群馬県太田市東長岡町141-2

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者1名（常勤職員、児童発達支援管理者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行う。また、従業者に、群馬県指定通所支援の事業等の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1 名 (常勤職員、管理者兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握 (以下「アセスメント」という。) を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。

(ウ) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文章により保護者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を保護者に交付すること。

(エ) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握 (障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。) を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

放課後等デイサービス計画に基づき、障害児に対し適切な指導等を行う。配置すべき数等は次のとおりとする。

① サービス提供時間帯を通じて、障害児の数が 10 までは、2 人以上、障害児の数が 10 を超える場合は、2 人に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 人を追加した数以上とする。(専従)

② 上記①のうち、1 人以上は常勤とする。

③ 上記①のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士とする。

④ 指導員等加配加算、福祉専門職員配置等加算等、各種加算を算定する場合は、算定基準を満たす配置を行うものとする。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日、年5回以上土曜日とする。ただし、国民の祝日、前項で定めた土曜日営業日を除いた土曜日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までは休業日とする。営業日・休業日は法人カレンダーに明記する。

(2) 営業時間

午前10時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日、年5回以上土曜日をサービス提供日とする。ただし、国民の祝日、前項で定めた土曜日営業日を除いた土曜日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までは休業日とする。サービス提供日・サービス休業日は法人カレンダーに明記する。

(4) サービス提供時間

①通常日（通常のサービス提供時間）：

午後1時30分から午後5時30分までとする。

②学校休業日：〔夏休み・冬休み・春休み・その他の休日（行事の振替日等）〕

午前10時から午後5時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は10名とする。

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者・その他発達障害等の児童）

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

(イ) 集団生活適応訓練

会話、手話、点字、パソコン操作等

(ウ) 創作的活動

絵画、工作、園芸等

(エ) 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

(オ) 介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

(カ) 健康指導

健康チェック、健康相談

(キ) 食育

食育を通して豊かな人間形成を支援する

(3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、事業所と障害児の自宅・スクールバス停・学校等の間の送迎を行う。

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) おやつ代

1食 50円	ただし通所受給者、利用者負担に関する事項の負担上限月額が0円の世帯については、25円とする)
一食 30円	ただし通所受給者、利用者負担に関する事項の負担上限月額が0円の世帯については、15円とする)

(2) 創作活動に係る材料費は実費相当額

(3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費相当額

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 保護する児童の体調の変化・情緒の変化その他健康に関する変化について管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員等にその状況について伝えると共に、情報の共有と連絡引継ぎを綿密に行うこと。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、太田市、大泉町、邑楽町の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機

関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに県・市町村及び障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(安全計画の策定)

第15条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第16条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(苦情解決)

第17条 提供した指定放課後等デイサービスに関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の2第1項の規定により群馬県知事

又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は群馬県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は群馬県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

#### （個人情報の保護）

第18条 事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得ておくものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第19条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止のための対策を虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及びその結果について従業者への周知徹底

#### （身体拘束に関する事項）

第20条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」をいう）を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果について従業者への周知徹底
  - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(衛生管理等)

第21条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるように努める。

- (1) 事業所における感染者及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修採用後6カ月以内
- (2) 継続研修年1回

2 事業者は、適切な放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はドレミ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年1月1日から改定され、施行する。

改定事項 おやつ代を改定

附則 この規定は、令和4年4月1日から改定され、施行する。

改定事項

虐待防止に関する事項を改訂、身体拘束に関する事項を追記

附則 この規定は、令和5年4月1日から改定され、施行する。

改定事項

衛生管理、業務継続計画、従業員の就業環境に関する事項を追記

附則 この規定は、令和5年7月1日から改定され、施行する。

改定事項

所在地を変更

附則 この規定は、令和5年10月1日から改定され、施行する。

改定事項

安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認に関する事項を追記、おやつ代を改訂

附則 この規定は、令和6年4月1日から改定され、施行する。

改定事項

サービス提供時間を変更

附則 この規定は、令和7年4月1日から改定され、施行する。

改定事項

土曜日開所回数を変更